第６回　リコール等に関する研究会　議事要旨

１　日　時　平成２０年１月１１日（火）１４：００～１５：５２
２　場　所　アルカディア市ヶ谷　７階「琴平」
３　出席者　（研究会委員）新美育文座長、尾﨑恒康委員、角村浩委員、越山健彦委員、
佐野真理子委員、柴田純男委員、瀬尾隆史委員、
鶴岡憲一委員、山口成樹委員
（事務局）　土庫政策企画専門官、玉木政策企画専門職
ACAP 研究所副所長　清水きよみ
（オブザーバー）独立行政法人製品評価技術基盤機構
生活・福祉技術センター計画課課長　大福敏彦

４　議　題
（１）論点の検討　－これまでの議論のまとめを踏まえて－
（２）その他

５　議事概要
（１）論点の検討　－これまでの議論のまとめを踏まえて－
ＡＣＡＰ研究所より「報告書の概要」（資料６－１、参考資料６－１、参考資料６－２）について報告し、続いて論点の検討、質疑応答が行われた。委員から出た意見等は以下のとおり。

＜調査報告について＞
○　「回収率の数値がわからない」のまとめ方について、回答には、「どれだけ回収されたのかわからない」「（製品が）どこにいったのかわからない」「回収率を算定していないからわからない」などがあるので、誤解されないように工夫するとよいだろう。

＜報告書について＞
○　「論点の検討（参考資料６－１）」の書きぶりや言葉遣いが非常に難しく、一般の人にもわかりやすい普通の言葉で書いて欲しい。

○　平成２０年度までに一定の結論を出すための「準備的検討」で、論点の整理をするのが目的とはいえ、ある程度の書き込みしてもよいのではないか。

＜序章について＞

○　リコールのあるべき姿の 3 つの基本方針の 2 つ目に､｢わかりやすく消費者に伝達するとともに、･･･行政機関等に情報提供を行うこと」とあるが、消費者への危険の伝達が最優先事項であり、行政機関への報告等とは優先順位をわけて、4 つにしたらどうか。

○　自主リコールについて、｢法的規制や法的義務の及ぶ範囲を超えて社会的責任･･･」との記載があるが、社会的責任について、もう少し書き込んだほうがよいのではないか。

＜１節　リコールとは何かについて＞

２．リコールの対象

○　「消費者製品だけではなく･･･」とあるが、消費者が自ら買って使うものだけではなく、生活の中で接しうるもの、たとえば建材や設備など、製品以外のものについても全部対象となるという考え方が望ましい。

３．リコールの方法

○　リコールないし是正措置の種類として、｢注意喚起」以外に「廃棄の指示」という文言を明示してもよいのではないか。

○　食品以外の一般的な製品については、｢廃棄の指示」は難しいだろう。

○　「施設設備の修理･保守」に、｢点検」を加える。

○　「消費者に向けて注意喚起･･･を行う」だけではなく、消費者に具体的に行動を要請する内容が必要ではないか。｢注意を喚起して、適切な措置を要請する」とすれば、事業者側が廃棄も含めた適切な措置を想定し、消費者が措置を取れるような形でリコールすることができるだろう。

○　「注意喚起」「情報提供」の内容についての説明の注を加筆したらどうか。

○　「流通･販売段階からの回収」は、消費者の手元にあるものの回収とは違う理念の内容なので、書き方の順番を検討するとよい。

４．指針の名宛人

○　「ＯＥＭ製品やＰＢ製品の市場が拡大した」ということと、｢販売・流通事業者もリコールの実施主体とするべきだ」のつながりがわかりにくい。ＯＥＭ製品やＰＢ製品が増え、製造業者や輸入業者のみではなく、複数の事業者が関係する現状や、販売・流通業者もリコール実施主体となりうることを、わかりやすく記述す

るとよいだろう。

○　流通業者には、通信販売や施行が必要な製品についての販売者責任があるため、リコールの実施主体は製造業者だけではない、ということを記載しておく。

＜２節　リコールの実施体制について＞

○　実行体制に、「事業規模を問わず、リコールの開始決定、告知の方法などについて専門的立場から第三者の助言や意見を得ることが望ましい」とあるが、「専門的立場」として、従来のような供給サイドではなく、消費者の視点を持った消費者サイドからのオンブズマンのような専門家を入れられないか。

○　消費者の被害や拡大被害防止のためには、関係機関との連携についても行政機関と連携するだけではなく、中立的な消費者の立場での判断も必要ではないか。

○　事業者の対応が遅れるのは、消費者サイドの考え方への想像力の欠如である。「専門的立場」には、消費者の視点をきちんと理解できるということが重要で、その第三者が公的かどうかは今後の検討課題であろう。

＜３節　危険度の判断について＞

○　「３　乳幼児・児童・高齢者など脆弱な消費者への配慮」とあるが、「障害者」はそぐわないかもしれないが、もう一言、何か適切な表現で盛り込んで欲しい。

○　対象品の危険度のクラス分けの例が、ＡＢＣの３つになっているが、「被害の重大性」と「被害の発生確率」の３×３で９種類に分け、それを総合評価として３段階にするほうが良いのではないか。また、クラス分けによってリコールや是正措置の内容が決まるので、どこまでをＡクラスに入れるのかという判断基準の例示が必要となるだろう。

○　単に被害の大小だけではなく、事故の発生確率を含めたクラス分けが必要だろう。

○　「被害」と「傷害」の言葉が混在しており、用語の使い方の整理をしたほうがよい。

○　人体被害以外に、物損や財産被害等もある。危険度のクラス分けのキーワードについても、「傷害」より若干広げるほうがよいのではないか。

○　「リスクが顕在化」「潜在的なリスク」「リスクが現実化」等、リスクが何を指すのかわかりにくい。

○　リスクは、もともと被害とその発生確率の掛け合わせで考えるので、危険度のクラス分けは、リスクの大きさによって分けることになる。文献では、injury を「被害」と訳しているが、法的な色彩が付くので、表現の書き分けや、リスクの注釈などをいれたほうがよいだろう。

○　取扱説明書や警告表示が不十分であったために事故が起きた場合や、誤解を与えるような説明書だった場合をどのように取り上げるかが難しい。

○　取扱説明書や注意表示も製品の一部であると前提条件に書いておけば、危険度の判断にあたって、取扱説明書等が適切でない場合にはリコールが必要となるのではないか。

○　リコールの判断基準は、消費者の安全を脅かす可能性があるかどうかにつきるので、説明書きの適切さも当然入ってくると思う。

○　警告表示や取扱説明書を含めて商品だという考えは当然で、きちんと表示しなさいというのは初歩的な段階である。あまり強調すると、表示を細かくすれば良いという発想になりがちであるので、事業者として、設計段階から安全なものを作る必要があるという方向にしたらどうか。

○　取扱説明書の書き方が危険を招く場合、リコールの是正措置の内容として取扱説明書を替えるというのではなく、製品自体を回収する必要があるのではないか。

○　他の法律で規定のないものは、この指針が参考とされるので、リコールの判断基準の記述は重要である。やるべきかやらなくても良いのかわかりにくい書き方ではなく、軽微であっても危害を及ぼす可能性がある場合はリコールの対象とすべき、という議論が優先するだろう。

○　リコールを実施するかの判断として、「第一は、リスクが顕在化･･･」「第二は、リスクが潜在し、事故の発生が予想される･･･」とあるが、両者は近い概念ではないか。アメリカのＣＰＳＣの場合は、「欠陥かどうか」「欠陥かどうか分からなくても危険性がある場合」という書き方である。

○　安全法規違反や任意の安全基準違反を要素として入れるべきではないか。日本の場合は、安全法規違反は刑罰で対応すれば十分という判断であるが、アメリカと同様に市場からの撤去、リコールなども、今後はありうるだろう。

＜４節　リコール開始の意思決定について＞

○　「第三に、･･･各種の民間認証機関がリコール開始の意思決定および実施をすべき

場合がありうる」とあるが、民間に限らず公的な機関であったとしても、公正性を判断するところがそれを誤ってはならないという考え方により､｢公的または民間の認証または試験機関」という記述が望ましい。

○　リコールの判断基準は、消費者の安全が第一で、「消費者の誤使用」かどうかで判断するべきものではないのではないか。「消費者の誤使用」という言葉の使い方は、誤解を招かないようにしたほうが良い。

○　事業者から見ると想定外だけれども､消費者にとってはよくある使われ方もあり、それを「誤使用」というのか、むしろ「想定外使用」という表現が適切なのか再考してはどうか。

○　「消費者の誤使用」という言葉は一般的にもよく使われている言葉なので、誰が「消費者の誤使用」と考えるのかをきちんと書けば、文言を全部抜く必要はないのではないか。むしろ、事業者が「消費者の誤使用」と考えているものでも、きちんと対応すべきであるという趣旨が伝わればよいだろう。

○　リコール開始の意思決定の項目中に、「･･･あわせて、リコールの方法についても･･･」いう表現があるが、リコール実施の最適方法の選択の話は、わけて記載したほうがわかりやすい。

○　「こうした認証機関の認証活動が対象品に起因する事故の主要な原因を与えているような場合･･･」の意味がわかりにくい。認証者の責任についてわかりやすく記載するとよい。

＜５節　リコールの広報・伝達について＞

○　メディアミックスに関して、事業者ホームページでの社告掲載やポータルサイトへのリンク等を入れるとよい。

○　新聞社告や事業者のホームページでは、お詫びが前面に出て、情報伝達が後回しでわかりにくい面があるが、同じ案件でも新聞記事には、発生個数、販売ルートなどの記載もありわかりやすい例がある。ローコストで掲載できるホームページやニュースリリースのあり方についてもガイドラインに盛り込むとよいのではないか。

○　社告と新聞記事が両方掲載されると情報伝達されやすいが、社告は広告局、記事は編集局の担当のため､連動していない｡リコール情報が記事になるかどうかは、ニュース価値が大きいかどうかと、他に大きな事件とぶつからないことである。

＜６節　回収率について＞

○　「回収率の把握は、リコールの有効性の議論に置き換えるべきであるとの考え方もある」とあるが、回収率の議論＝有効性の議論ではない。リコールの有効性は、モニタリングをする際の観点とするべきだろう。

○　６節のタイトルが「回収率について」となっているが、これを「リコールの有効性」に変えて、内容は、モニタリングを前面に出して、回収率はそのひとつという位置づけの書き方に変更したほうがよいだろう。

＜７節　リコール終了の意思決定について＞

○　終了の判断基準として、「対象数の設定」「目標回収率の達成」「実施期間の経過」等の記載があるが、数字での評価より、そのリコールが十分有効であったかという有効性の評価が重要であり、盛り込んで欲しい。

○　リコール社告を見ても、情報提供や注意喚起が目的の場合と、実際の回収を進めるためのものがある。前者には、そもそも回収率の概念はない。終了宣言は後者についてのみ当てはまるが、回収率 100%をめざすためには、終了宣言はするべきではないとする考えもある。

＜８節　関係機関との連携について＞

○　「１．行政機関との連携」のなかに、「第三者的な行政機関の創設が必要であるとの考え方がある」とあるが、リコールを推進するための第三者機関をつくるべきという書き方にはならないか。

○　消費者が接するすべての製品の安全・危害情報を集めたインフォメーションセンターの構築は難しいのではないか。

○　膨大な情報を分類して検索できるデータベースの構築を、国民生活センターのリコール情報等をスタート地点にして見直すことはできないか。

○　どこがやるかはともかく、情報の一元化、データベース化には一番に取り組んで欲しい。

○　行政機関への連携を強調すると、「なんでも相談すればよい」となり、事業者は、自主的な判断ができなくなるのではないか。

○　中小企業などでは、自主的にやりなさいといっても人材的にも無理な面がある。「相談する」ことと「自ら判断する」ことは両立するので、行政として消費者の安全対策の実効性を上げるためには、相談に乗るルートは用意しておいたほうが

よいのではないか。

＜９節　国際的観点からの調和について＞

○　海外と日本で同じ製品がある場合、海外で起きた事故を日本で告知し、また、日本国内の事故を海外に情報提供するという内容を加筆してほしい。

○　「３節　危険度の判断」の情報源として、「輸出については海外での事故情報・リコール情報」「輸入品については、海外の事故情報」とあるが、事故情報の交換をするというようには読み取れない。また、各節に散らばっている海外関連の記載は、本項目にまとめたほうがわかりやすいのではないか。

以上

＜配布資料＞

資料６－１　　リコール等に関する研究会　報告書の概要（案）
資料６－２　　第５回　リコール等に関する研究会　議事要旨（案）

＜参考資料＞

参考資料６－１　自主リコールの分野横断的指針の策定に向けた論点の検討－これまでの議論のまとめを踏まえて－（案）
参考資料６－２　第２章　調査結果のまとめ（案）
その他

※ 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
※ 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

［問い合わせ先］
内閣府国民生活局消費者企画課
ＴＥＬ：03-3581-9095